



ひだまり

～いしかり農業委員会だより～

第34号

平成27年9月発行



農業委員道内視察研修の様子(ようてい農業協同組合 雪利用米穀貯蔵庫)

主 な 内 容

- ・平成27年度「農業委員道内視察研修」報告
- ・新農業委員を紹介します
- ・農業委員会で決まったこと
- ・今後の農業委員会総会開催予定

平成27年度「農業委員道内視察研修」報告

石狩市農業委員会では、平成27年7月2日～7月3日にかけて、委員13名が参加し、先進事例視察研修を行いました。



【1】ニセコ町農業委員会事務局

ニセコ町の農業・農業委員会の業務概要等について

【2】ニセコ町商工観光課観光戦略推進係

道の駅ニセコビュープラザについて

- ・平成26年度国土交通大臣選定「重点道の駅」
 - ・地域産業の活性化の拠点として位置づけられている
 - ・平成26年度の来場者数は約63万人
 - ・農産物の販売を中小企業協同組合である「ニセコビュープラザ直売会」が独自の営業形態で販売活動を行っている
 - ・直売ブース63件とテイクアウトコーナー5件を設置するとともに「誕生祭」などのイベントも取り入れている
- (提供資料より抜粋)



【3】ようてい農業協同組合

雪利用米穀貯蔵庫について

- ・平成25年度にニセコ地区に雪を利用した低温貯蔵施設を新設

冷媒温度（冷水）と貯蔵庫内温度（10℃）との温度差が、従来の電気冷房機に比べて、小さいシステムのため除湿量が少なくなり、加湿が最小限で良く、玄米貯蔵に最適な温湿度環境が得られます。



(提供資料より抜粋)



ニセコ・倶知安・赤井川



【4】 倶知安町農業委員会事務局

倶知安町の農業・農業委員会の業務概要等について

【5】 赤井川村農業委員会事務局

赤井川村の農業・農業委員会の業務概要等について

【6】 赤井川村産業課地域振興係

道の駅あかがわについて

- ・平成27年3月27日「道の駅あかがわ」としてオープン
- ・平成27年4月15日道内115番目の「道の駅あかがわ」として登録
- ・22個人・4団体による農産物直売所生産者協議会を設立し、平成27年5月1日より農産物直売所の運営を開始
- ・平成27年3月～5月の来場者数13万人

(提供資料より抜粋)



新農業委員を紹介します



米林 渙昭

選任(市議会)

平成27年5月就任



小笠原 英史

選任(農協)

平成27年5月就任



上村 賢

選任(市議会)

平成27年5月就任

農業委員会で決まったこと

農業委員会では毎月1回総会を行っています。
平成26年12月から平成27年7月に行われた総会での決定事項をお知らせします。



◆第7回総会

平成26年12月25日

農地法第5条の一時転用に係る事業完了報告	1件	現況証明願い	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権）	1件	荒廃農地の現況調査	41件
農用地利用集積計画案（利用権設定）	100件		

◆第8回総会

平成27年1月23日

農地法第18条第6項の規定による通知	2件	農用地利用配分計画	3件
農用地利用集積計画案（利用権設定）	16件	特定農地貸付承認申請	1件
		農業委員会委員選挙有資格者の審査	1件

◆第9回総会

平成27年2月26日

農地法第18条第6項の規定による通知	3件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	18件
農用地利用集積計画案（所有権移転）	1件	農地法第5条の規定による許可申請	1件

◆第10回総会

平成27年3月26日

農地法第18条第6項の規定による通知	12件	石狩市農業振興地域整備計画の変更	2件
農業委員会事務局職員の任免(会長専決)	3件	農村滞在型余暇活動機能整備計画 (市町村計画)策定に係る意見	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請 (賃借権及び使用貸借による権利)	6件	石狩市農業委員会農地基本台帳等管理規程 の一部を改正する規程案	1件
農用地利用集積計画案（所有権移転）	3件	石狩市農業委員会農地基本台帳点検等実施 規程の一部を改正する規程案	1件
農用地利用集積計画案（利用権設定）	9件		
農用地利用配分計画	1件		
農地法第4条の規定による許可申請	1件		

◆第11回総会

平成27年4月24日

農地法第18条第6項の規定による通知	3件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）	1件	農地法第5条の規定による許可申請	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請（賃借権）	3件	現況証明願い	1件
農用地利用集積計画案（所有権移転）	5件	農業委員の辞任に伴う同意	3件

◆第12回総会

平成27年5月26日

農地法第18条第6項の規定による通知	3件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	10件
現況証明願い(会長専決)	1件	平成26年度の目標及びその達成に向けた活動 の点検・評価(案)及び平成27年度の目標及び その達成に向けた活動計画(案)	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権)	2件		
農用地利用集積計画案（所有権移転）	2件		

◆第13回総会

平成27年6月26日

農地法第18条第6項の規定による通知	1件	農地法第3条第1項の規定による許可 申請の取下げ	1件
農地法第5条の一時転用に係る事業完了報告	1件	農用地利用集積計画案（所有権移転）	1件
農地の転用事実に関する照会（会長専決）	1件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	6件
農地法第4条の規定による許可申請の取下げ	1件	農地法第4条の規定による許可申請	2件
石狩市農業振興地域整備計画の変更の取下げ	2件	石狩市農業振興地域整備計画の変更	1件

◆第14回総会

平成27年7月23日

農地法第18条第6項の規定による通知	4件	農用地利用集積計画案（所有権移転）	2件
農地法第4条の規定による許可申請の取下げ	1件	農用地利用集積計画案（利用権設定）	1件
石狩市農業振興地域整備計画の変更の取下げ	2件	農地法第5条の規定による許可申請	1件
農地法第3条第1項の規定による許可申請(賃借権)	2件	現況証明願い	1件

農地の違反転用は犯罪です！！

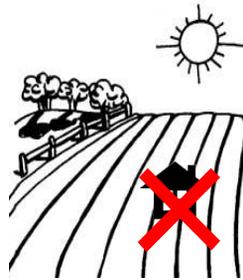
平成21年の農地法改正に伴い、違反転用の罰則が強化されたこと、皆さん覚えていらっしゃいますでしょうか？

この法改正で違反転用及び原状回復命令違反それぞれ、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科せられます。

違反転用という行為を防止するため、農業委員会では以下の取り組みを行っていきたいと考えています。

- ① 農業委員会広報誌への啓発記事掲載
- ② リーフレット等の配布による、違反転用の情報提供の呼びかけ
- ③ 農地パトロールの実施

違反転用発見のため、ご協力をお願いいたします。なお、農地転用の許可申請手続きは農業委員会で行っております。転用手続きについてご不明な点があれば、お気軽にご相談ください。



今後の農業委員会総会開催予定

	総会開催日	各種申請書提出期限
第16回	平成27年9月25日(金)	平成27年9月10日(木)
第17回	平成27年10月29日(木)	平成27年10月13日(火)
第18回	平成27年11月26日(木)	平成27年11月10日(火)
第19回	平成27年12月25日(金)	平成27年12月10日(木)
第20回	平成28年1月22日(金)	平成28年1月12日(火)
第21回	平成28年2月25日(木)	平成28年2月10日(水)
第22回	平成28年3月24日(木)	平成28年3月10日(木)

以下の手続きをお考えの方はご注意ください！！



- ◆農地の売買や貸し借りをしたいとき
・・・申請から許可まで約1か月かかります。
- ◆農地を農地以外に使いたいとき（農地転用）
・・・申請から許可まで約3か月かかります。
- ◆農地の地目を変更するとき（現況証明願い）
・・・申請から証明書発行まで約1か月かかります。

全国農業新聞の購読申し込みについて

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門紙であり、経営とくらしに役立つ新聞として高い評価を受けています。この機会に購読してみませんか？

全国農業新聞の購読の申し込みは農業委員会で受け付けていますので、お申し込み等お気軽にお問い合わせください。

電話（ 0133-72-3147 ）



- ◆毎週金曜日発行
- ◆購読料は月額700円（年間8,400円）

「農業者年金」に加入しましょう！

「農業者年金」は農業者の老後安定・福祉向を図る、積立方式確定拠出型の年金で、様々なメリットがあります！

- ①積み立て方式で少子高齢時代に強い
- ②保険料の額は自由に決められる
- ③80歳まで保証付の終身年金
- ④保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象
- ⑤意欲ある担い手は国から助成を受けられる

詳しくはJA窓口、農業委員事務局へおたずねください。

※年金受給者が亡くなられた場合には届出が必要です。JA窓口、農業委員会事務局までご連絡ください。

編集後記

農協の推薦を受け、5月から農業委員の大任を仰せつかりました。わからないことだらけ、戸惑うばかりではありますが、農業委員会の役割や、その重要さを徐々に認識させてもらっています。

そもそも農業委員会は何をしているのか、農業委員の役割とは？など、42歳の自分も含め若い年代の農業者にとって、農業委員会はあまり身近な存在ではない現状があるのではないのでしょうか。

しかし、2度の総会や視察研修等を経験する中、農業委員会が農地を守る存在であり、農業者に寄り添った組織であることをしっかり認識できました。

この「ひだまり」を通じ、農業委員会を農業者にとって身近な存在に近づけていくことが自分の役割なのではと考えています。先輩委員に学びながら職務を果たせるよう頑張ります。今後とも、よろしくお願いいたします。

小笠原 英史



ひだまり編集委員紹介

- ◆成田 和彦 委員
 - ◆小笠原 英史 委員
 - ◆袴田 勝 委員の3名です
- 「皆さんからのご意見お待ちしております！」

農業委員会事務局職員紹介

4月1日付で人事異動がありました。
よろしくお願いいたします。

事務局長	加藤 龍 幸
事務局次長	吉井 重 正
農地振興担当主査	浅野 貴 雄
同 主任	横澤 緑
同 主事	杉木 学

編集・発行 石狩市農業委員会
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目
30-2市役所3F
TEL 0133-72-3147
FAX 0133-72-3540